

最高裁平成二年（行ツ）第七三号、二・一〇・一九判決  
判 決

上告人 株式会社大久保製塩所  
被上告人 東京都地方労働委員会  
右補助参加人 東京東部労働組合大久保製塩所支部  
右補助参加人 X1  
右補助参加人 X2  
右補助参加人 X3  
右補助参加人 X4  
右補助参加人 X5  
右補助参加人 X6  
右補助参加人 X7  
右補助参加人 X8  
右補助参加人 X9

右当事者間の東京高等裁判所平成元年（行コ）第七一号不当労働行為救済命令取消請求事件について、同裁判所が平成二年二月二一日言い渡した判決に対し、上告人から全部破棄を求める旨の上告の申立があった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件上告を破棄する。

上告費用は上告人の負担とする。

理由

上告代理人 Y1 の上告理由について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。